

令和6年度

病後児保育室「ははのて」

事業計画書

社会福祉法人 久昌会

## 1. 概要

- ① 所在地 愛知県豊川市金屋本町3丁目25番地1
- ② 事業実施者 伏見 昭道
- ③ 事業開始年月日 令和5年4月1日

## 2. 事業内容

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、かつ病気やケガ等の回復期にある対等児を、お預かりし保育を行うもの。

## 3. 保育対象児

豊川市に住所を保有する生後4か月～小学3年生まで

## 4. 利用定員

1日当たり4名まで  
ただし、異なる感染症による別室対応の際は、これに準じない。

## 5. 保育日時

月曜日から金曜日：9：00～17：00（延長保育：最長18：30まで）  
土曜日：9：00～12：30（延長保育なし）  
休室日：日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、当法人が定める日

## 6. 利用料金

時間(午前9時～午後5時)	利用料
半日利用(4時間以内)	1,000円
1日利用(4時間以上)	2,000円
午後5時～午後6時30分(延長)	500円/30分毎に加算

※生活保護法による非保護世帯は保育利用料0円。

給食、おやつ希望につき追加料金あり。また、保育中に持参したものが不足し、こちらが提供した場合についても下記一覧別途徴収する。

給食(希望)	240 円
おやつ(希望)	30 円
ミルク(1 回分 100 cc)	100 円
オムツ(1 枚)	50 円
防水シート(1 枚)	100 円

## 7. 年間延利用児童数

40 名(見込み)

※令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 1 日延べ 37 人利用、キャンセル件数延べ 39 人。

## 8. 食事

弁当・おやつ持参可能。

給食希望の方に対して、当法人の近隣保育園内の給食室で調理されたものを提供。  
その際、アレルギー等の有無を確認する。

## 9. 保育場所

保育室 1 (12.96 m<sup>2</sup>)、保育室 2 (12.96 m<sup>2</sup>)、隔離室(9 m<sup>2</sup>)

## 10. 従事する職員

配置する職員は、看護師 1 名及び保育士 2 名とする。

ただし、利用児童が 4 名未満の場合等においては、看護師 1 名及び保育士 1 名とする。

# 令和6年度 病児病後児保育室「ははのて」運営概要

## 1, 病児病後児保育室の運営の方針

久昌会理念 HP 参照

ははのては（以下保育室という。）は、病後の回復期にあり保育を必要とする子どもをお預かりする施設です。

0歳児から小学校三年生まで子どもを受け入れる保育事業を目的としている。

## 2, 提供する保育の内容

本保育室は、市子ども課が定める病後児保育方針に添って保育を提供する。

## 3, 職員の職種員数及び職務の内容

職員の職種	職務の内容
管理者	ははのて総合管理監督、対外交渉 ・ 業務の総括
看護師	保育全般の管理監督・病児病後児の記録、入所児童の健康管理 ・ 経理、申請書類の作成
パート看護師	保育全般の管理・病児病後児の記録、入所児童の健康管理 ・ 経理、申請書類の作成
パート保育士	子ども達の世話、園の雑務 入所児童の調理

## 4, 保育を提供する日及び時間平日

AM 9:00～PM5:00通常保育

PM5:00～PM6:30延長保育利用時、30分毎に追加料金発生します。

※延長利用される方は、電話予約の際に看護師に申し出て下さい。

土曜日の保育

AM 9:00～PM0:30通常保育、延長保育なし。

## 5, 給食について

当施設では自園調理しており給食の希望があれば提供可能です。食物アレルギーの方で給食希望される方はメニューにより除去食対応困難な可能性がありますのでご相談下さい。

宗教上の理由でハラルの方は調理に対応いたしかねますので、弁当持参をお願いいたします。

## 6, ははのて利用定員

利用定員（ 4名 ）	0歳児から小学3年生まで
------------	--------------

## 7, 保育室の利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### 1, 預かる期間

4月1日より翌年の3月31日

国民の祝祭日及び日曜日・12月29日から31日1月1日から1月3日 閉所

本保育室の利用が決定され、保育の実施は市子ども課より保育の委託を受けた時には是に応じる。

2、園児が次のいずれかに該当する場合保育の提供を終了する。

(1) 当該園児に係る支給認定の効力が失われたとき

※毎年市の利用登録が必要となる為。

(2) 保護者から本園の利用について取り消しの申し出があったとき

(3) 市子ども課が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき

※利用対象が小学3年生までであり、翌年度継続更新出来ない。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

8、 緊急時等における対応方法

病児病後児事業計画の安全教育の指導に関する計画

1、本保育室の職員は、保育の提供時に、園児の体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、当該園児の保護者等に連絡するとともに、看護師・嘱託医又は当該園児の主治医や緊急搬送した医師に相談等の処置をこころずる。

2、保育の提供により事故が発生した場合は、市子ども課及び当該園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置をこころずる。

3、本保育室は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに事故発生原因を解明し、再発防止のための対策をこころずる。

4、本保育室は、児童にたいして、保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償を速やかに行う。

5、避難指示の周知 警戒レベル3【 高齢者等避難 】が発令された場合は、園児とともに避難する。

6、暴風雨警報のほか警戒レベル3が発令された場合、保護者にお迎えの依頼を周知する。

9、 非常災害対策 危機管理マニュアル

本保育室は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関方及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、毎月1回以上の火災訓練・地震訓練又不審者訓練・消火訓練その他必要な訓練を実施する。

10、虐待の防止のための措置に関する事項 虐待防止マニュアル

本保育室は人権の擁護、虐待の防止のため、責任者の措置その他必要な体制の整備を行うと共に、職員に対する研修の実施等の措置を講じる。

HP の 15・16 p 参照

11、職員の員数

管理者たんぼぼ保育園園長兼務 1名

看護師 1名 パート看護師1名 パート保育士 2名